

\*\*\*\*\*

# 株式会社SHIFT 定款

\*\*\*\*\*

平成17年09月07日	施行
平成18年06月10日	改定
平成18年08月21日	改定
平成19年11月26日	改定
平成20年10月01日	改定
平成23年01月11日	改定
平成23年08月16日	改定
平成24年02月06日	改定
平成24年11月22日	改定
平成25年11月26日	改定
平成26年06月19日	改定
平成26年07月29日	改定
平成26年11月28日	改定
平成27年02月01日	改定
平成27年11月27日	改定
平成29年11月24日	改定
令和元年11月27日	改定
令和2年11月25日	改定
令和3年11月26日	改定
令和4年11月25日	改定
令和5年3月2日	附則削除

# 定 款

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (商号)

当社は、株式会社 **SHIFT** と称し、英文では **SHIFT Inc.**と表示する。

### 第 2 条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 企業の実態調査及び企業診断並びにこれによって得られる情報提供業務
2. 企業の経営上の各種リスクの調査、分析の委託並びにリスクの評価、及びリスクの回避の相談の受託
3. 企業経営上のリスク・マネジメントの実証的研究、及び資料の収集、情報の提供並びに企業経営のノウハウの販売
4. 企業経営上のリスク・マネジメントの思想の啓蒙、普及並びに教育、出版
5. 企業の経営管理及び販売活動に関する人材育成のための教育及び育成
6. モバイルコンテンツの企画、開発、制作、プロデュース及び運営
7. 通信ネットワークを利用した各種情報提供サービス、広告、宣伝、マーケティングリサーチに関する業務及び代理業務
8. 通信ネットワークを利用したイベント等のチケット販売
9. 通信ネットワークを利用した旅行情報提供サービス業務
10. 通信ネットワークを利用したアプリケーションサービス提供業務
11. 通信ネットワークに関する総合コンサルティング業務
12. Eコマース及びその他電子商取引に関する業務並びにその仲介
13. コンピューターシステム・ソフトウェア及びハードウェアの企画、設計、開発、テスト、販売、保守、リース及び賃貸に関する業務
14. 労働者派遣事業
15. 有料職業紹介事業
16. 損害保険代理店業
17. 金銭の貸付、ファクタリング、クレジットカード及びその他金融業
18. 仮想通貨その他の電子的価値情報及び資金決済に関する法律による前払式支払手段の発行、販売、交換及び管理
19. 古物営業法に基づく古物商
20. 前各号に附帯または関連する一切の事業

### 第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都港区に置く。

### 第4条（公告の方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

### 第5条（機関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

## 第2章 株 式

### 第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。

### 第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

### 第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

### 第9条（単元未満株式についての権利）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

### 第10条（株主名簿管理人）

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

#### 第 11 条（株式取扱規程）

当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第 3 章 株 主 総 会

#### 第 12 条（株主総会の招集）

1. 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

#### 第 13 条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。

#### 第 14 条（招集権者および議長）

1. 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第 15 条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

#### 第 16 条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 前項の場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

#### 第 17 条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

#### 第 18 条（電子提供措置等）

1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置を取る事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### 第 4 章 取締役および取締役会

#### 第 19 条（員数）

1. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12 名以内とする。
2. 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

#### 第 20 条（選任方法）

1. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とをそれぞれ区別して株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### 第 21 条（任期）

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

#### 第 22 条（代表取締役および役付取締役）

1. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

#### 第 23 条（業務執行）

1. 取締役社長は当会社の業務を統括し、専務取締役または常務取締役は取締役社長を補佐してその業務を分掌する。
2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

#### 第 24 条（取締役会の招集権者及び議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 第 25 条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第 26 条（重要な業務執行の委任）

当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第 5 項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。

#### 第 27 条（取締役会の決議方法）

1. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2. 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第 28 条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

#### 第 29 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### 第 30 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

#### 第 31 条（取締役との責任免除等）

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額とする。

### 第 5 章 監査等委員会

#### 第 32 条（監査等委員会の招集通知）

1. 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

#### 第 33 条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

#### 第 34 条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### 第 35 条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

#### 第 36 条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第 6 章 会計監査人

#### 第 37 条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

#### 第 38 条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

#### 第 39 条（会計監査人の責任限定）

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第 7 章 計 算

#### 第 40 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの 1 年とする。

#### 第 41 条（剰余金の配当の基準日）

1. 当社の期末配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。
2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

#### 第 42 条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年2月28日（閏年においては2月29日）を基準日として中間配当をすることができる。

#### 第43条（配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

## 附則

(監査役との責任限定契約に関する経過措置)

令和元年 11 月開催の第 14 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 39 条の定めるところによる。